

15屋海第6号
2015年3月6日

永田浜ウミガメ保全協議会
会長 野村 吉晴 殿

特定非営利活動法人 屋久島うみがめ館
代表 大牟田 一美



「永田浜ウミガメ保全協議会」脱会届

この度、特定非営利活動法人屋久島うみがめ館（以下、「当館」）は永田浜ウミガメ保全協議会（以下、「保全協議会」）を以下の理由にて脱会します。

1. 海岸法の違法性

数年前から、海岸法の違法性について、当館は提起していましたが、改善されることはありませんでした。

当館は、自己の存立基盤を確保するためにも、法令違反が放置され続けている保全協議会から脱会せざるを得ません。

2. 意見書

2014年6月20日付で「永田浜ウミガメ保全協議会の目的及び方向性についての意見書」（添付資料）に当館印を押印し、保全協議会の事務局（環境省）に提出しました。

もちろん保全協議会の構成機関及び団体にその旨を伝えていると認識しておりますが、2月25日の保全協議会での会議で周知されているのか疑問に思い、2月27日に事務局へ問い合わせしたところ、保全協議会の構成機関及び団体には周知されていないことが判明しました。

過去、幾度か提言書等を提出しましたが、議論して実行に移すことに至らなかつたため、当館は保全協議会に必要でない団体と認識しました。

以上の理由と2月25日の会議の要約を当館の理事と監事が確認し、保全協議会を脱会するか、残留するか意見を聞いた結果、「地域自然資産法」が施行され法的に違法性がなくなり、子ガメが現在よりも10%以上多く帰海するようになった時に再度保全協議会への加盟を希望することになりました。

尚、脱会後はウミガメを保護するための作業（浜でのウミガメの上陸情報や保護柵の設置等）には、今までと同様協力する所存であります。

14屋海第56号

平成26年6月20日

永田浜ウミガメ保全協議会

会長 柴 鉄生 殿

NPO法人屋久島うみがめ館

代表理事 大野 瞳

永田ウミガメ保全協議会の目的及び方向性についての意見書

2009年に発足した永田浜ウミガメ保全協議会（以下、「協議会」という。）は、その目的に永田浜において、ウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討することとしている。また、そのために屋久島町エコツーリズム推進協議会との連携・協力を図る、とされているが、2011年に屋久島町議会に提出された屋久島エコツーリズム全体構想が否決されて以降、協議会では、その目的や規約についての協議が行われていない。協議会の発足は、全体構想の策定に基づいたものであり、またその内容も全体構想が可決されることを前提として協議してきたものである。つまり、全体構想が否決されて3年もの間、その目的や方向性においての協議もなされておらず、また協議会としても、2011年以後もウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全に関する事項についての十分な議論もなされていない。

その後、当法人からはいくつかの疑問点、検討課題について問題提起をしてきたが、（別紙参照）一向に協議されることもなく、また、本年4月には協議会の開催が予定されていたため、その際に協議会の目的及び方向性について問いたい旨を事務局である環境省屋久島自然保護官事務所にお伝えしたが、会が開催されることなく現在に至っている状況である。

本来、この永田地区でのウミガメの産卵・ふ化環境の保全においては、屋久島の中だけではなく国内はもとより世界的にも重要な課題である。永田地区がモデル地域として適切な利用と啓発活動を率先して行っていくべきものであり、永田区のみならず協議会に構成される関係機関及び団体において検討していくことが協議会の重要な意義であるが、現在の状況からは、協議会が現在ウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全のために機能しているとは感じることが出来ない。特に子ガメのふ化環境において、踏圧などの問題が生じているにも関わらず、会長の柴鉄生氏と事務局である環境省屋久島自然保護官事務所にその対策を求めたが何らかの回答もなかった。

このまま協議会の目的や方向性についての協議がなされないのであれば、当法人の活動の目的に反するものであるため協議会からの脱会をせざるを得ない。

ここにウミガメの保護対策の実施を早急に求めるものとする。